

2011年10月7日 全10頁

法律・制度 Monthly Review 2011.9

資本市場調査部制度調査課
鳥毛 拓馬

法律・制度の新しい動き

[要約]

- 2011年9月の法律・制度に関する主な出来事と、9月に資本市場調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- 9月は、民主党税制調査会が、東日本大震災復興財源としての税制措置を決定したこと（27日）、バーゼル銀行監督委員会が、グローバルにシステム上重要な銀行に対する上乘せの資本規制の最終案に合意した旨のプレスリリースを公表したこと（28日）などが話題となった。
- 資本市場調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

《 目 次 》

○9月の Legal and Tax Report 一覧	2
○9月の法律・制度に関する主な出来事	3
○今月のトピック	
日本版クラス・アクションの専門調査会報告書	4
○レポート要約集	6
○9月の新聞・雑誌・記事等	10
○9月の大和総研ウェブサイトコラム	10

◇ 9月の Legal and Tax Report 一覧

日付	レポート名	作成者	内容	枚数
7日	税制改正に向けた動き（9月5日まで） ～原発避難者の特例成立、新児童手当の3党合意、 復興増税の議論本格化～	是枝 俊悟	税制	P. 8
	日本版クラス・アクションの専門調査会報告書	横山 淳	その他法律	P. 8
15日	法律・制度 Monthly Review 2011.8 ～法律・制度の新しい動き～	鳥毛 拓馬	その他法律	P. 14
21日	役員報酬開示の現況（2011年版）	横山 淳	金融商品 取引法	P. 29
22日	無登録業者による取引の無効ルールの細則案 ～2011年金商法改正関連シリーズ～	横山 淳	金融商品 取引法	P. 5
	金融・証券税制に関する2011年度改正 ～上場株式等の10%税率の延長、 店頭デリバティブ取引等の申告分離課税化など～	吉井 一洋 鳥毛 拓馬	税制	P. 9
	英国、「リビング・ウィル」の実施へ ～再建・破綻処理計画の実施に関するCP公表：最初の策定・ 提出は2012年6月～	鈴木 利光	金融制度	P. 11
27日	税制改正に向けた動き（9月22日まで） ～政府税制調査会、臨時増税の選択肢を提示～	是枝 俊悟	税制	P. 9
28日	復興のための臨時増税に関する疑問 ～「消費税増税の段階引上げ分充当」なら 短期間の増税で財源捻出が可能～	吉井 一洋 是枝 俊悟	税制	P. 5
29日	バーゼル委、上乗せ資本規制に最終合意 ～民間金融機関からの批判にかかわらず、 1～2.5%の上乗せ規制は緩めず～	金本 悠希	金融制度	P. 3
30日	システム上重要な金融機関の破綻処理の市中協議文書 ～破綻処理の包括的な政策パッケージを提示し、 多くの国で法改正の必要も～	金本 悠希	金融制度	P. 10
	東証、業績予想に関する報告書を公表 ～「上場会社における業績予想開示の在り方に関する 研究会報告書」の公表～	鳥毛 拓馬	会計	P. 6

◇9月の法律・制度に関する主な出来事

日付	主な出来事
1日	◇経済産業省、「現下の円高が産業に与える影響に関する調査」の結果を公表。
2日	◇金融庁、「金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令」を公布、施行。 ◇法務省、「会社法施行規則及び会社計算規則等の一部を改正する省令案」を公表。
5日	◇民主党税制調査会が設置され、藤井裕久元財務大臣が会長になることが決定。
9日	◇内閣官房、「社会保障・税番号大綱」に関する意見募集の結果を掲載。
12日	◇国際統合報告委員会（International Integrated Reporting Committee）、ディスカッション・ペーパー「統合報告に向けて」を公表。
13日	◇国際会計基準（IFRS）財団モニタリング・ボード、IFRS財団のガバナンス改革に関する市中協議文書に対するコメントの概要を公表。
14日	◇日本経済団体連合会、「平成24年度税制改正に関する提言」を公表。
15日	◇証券監督者国際機構（IOSCO）、「商品デリバティブ市場の規制及び監督に関する原則」を公表。
16日	◇金融庁・開示制度ワーキング・グループ、「法制専門研究会報告～ライツ・オフリングにおける外国証券規制への対応と株主平等原則の関係について～」を公表。 ◇政府税制調査会、復興増税案を取りまとめ、提示。 ◇米国財務会計基準審議会（FASB）、「のれんその他の無形資産（トピック350）：のれんの減損テスト」を公表。
20日	◇日本経済団体連合会、「2011年度経団連規制改革要望～“新生日本”の創造に向けた基盤整備を～」を公表。
21日	◇日本証券業協会、「当面の主要課題への対応について」を公表。
27日	◇民主党税制調査会、東日本大震災復興財源としての税制措置を決定。
28日	◇バーゼル銀行監督委員会、グローバルにシステム上重要な銀行に対する上乘せの資本規制の最終案に合意した旨のプレスリリースを公表。
30日	◇金融庁、経済産業省など、「平成24年度税制改正要望項目」を取りまとめ、公表。 ◇金融庁、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を公布。 ◇金融庁、「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」を公布、施行。

◇今月のトピック 日本版クラス・アクションの専門調査会報告書

(2011年9月7日 横山 淳)

図表 日本版クラス・アクションの予定される手続の流れ

【一段階目の手続】

事項	主体	内容	備考
① 訴えの提起	適格消費者団体	○共通争点について確認を求める訴えを提起する。 ○訴えを提起したときは、一定の事項を遅滞なく、インターネット等を利用して公告する。	◇訴えの対象となる者（被告適格）は「事業者」（注1）。 ◇対象となる事案は、不当利得返還請求権、債務不履行、瑕疵担保、不法行為による損害賠償請求権、金銭債権である法定の請求権や契約上の履行請求権のうち、次の基準のいずれかに該当するもの。 ア 契約を締結する場面に関する虚偽又は誇大な広告・表示に関するもの イ 同一の方法による不当勧誘、契約の解消に関するもの ウ 契約の内容の不当性に関するもの（注2） エ 同一の瑕疵が存在する場合や同一の履行態様による事業者の提供する商品・役務の品質に関するもの
② 共通争点に関する審理	裁判所	○共通争点の確認の訴えの要件を満たしているかを判断。 ○共通争点について審理。	◇多数性、共通性、確認を求める事項の支配性（優越性）の要件を満たさなければ却下。 ◇原則、民事訴訟法の規律に従う。
③ 判決	裁判所	○共通争点について確認する判決。	◇判決の効力は、当事者（適格消費者団体、事業者）のほか、二段階目の手続に加入した消費者（以下、加入消費者）に対しても及ぶ。 ◇和解等により手続が完了することもあり得る。 ◇確定判決又はこれと同一の効力を有するもの（和解等）がある場合、他の適格消費者団体は、原則、「同一の事件」について、重ねて、クラス・アクションを提起することはできない（注3）。 ◇ただし、手続に参加しない個々の消費者が従来型の訴訟を提起することはできる。
④ 上訴	原告（適格消費者団体）及び被告（事業者）	○原告、被告ともに上訴できる。	

（出所）『専門調査会報告書』を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

（注1）商業、工業、金融業その他の事業を行う者（個人にあっては当該事業を行う場合におけるものに限る）。なお、国、地方公共団体等についても「事業者」に含まれるとの見解も示されている。

（注2）「契約条項の無効に関するもの、契約条項の解釈に関するもの、契約内容による契約の無効・違法に関するもの」が挙げられている。より具体的な事例は掲げられていないが、例えば、次のような案件が想定されているものと思われる（『2010年報告書』参照）。

◇消費者契約法の不当条項規制に関する事案（いわゆる学納金返還請求（大学に合格したものの入学を辞退した者が、その大学に支払った前払授業料等の返還を求めた事案。平成18年11月27日最高裁判決参照）に関する紛争など）

◇特定商取引に関する法律（特定商取引法）の民事ルールに違反する契約条項に関する事案（英会話教室等の解約時の前払受講料清算（平成19年4月3日最高裁判決参照）に関する紛争など）

（注3）確定判決等がなされる前に、複数の適格消費者団体が同一の事件について訴えを提起した場合の対応については、「一つの裁判所に訴訟を移送し、弁論を併合することとすることや、そもそも、別訴の提起を制限し、先行する訴訟に参加することのみを認めることとするなど、所要の規定の整備を行う」とされている。

【二段階目の手続】

事項	主体	内容	備考
⑤ 簡易な手続の開始	適格消費者団体	○一段階目で認容判決が確定したとき、二段階目の手続開始の申立てをする。	◇一段階目の手続の原告であった適格消費者団体以外は、原則、申立不可。
⑥ 手続開始の決定	裁判所	○⑤の申立てを受けて、二段階目の手続開始を決定	◇同時に、請求権の届出をすべき期間を定める。
⑦ 通知・公告	申立てを行った適格消費者団体（以下、申立団体）	○手続に加入できる消費者に対して、個別通知・公告を行う。	◇対象となる消費者（以下、対象消費者）のうち知れたる者については個別通知。 ◇インターネットを利用するなど、相当な方法で公告。
	事業者	○通知・公告に当たり、対象となる消費者の特定のため協力する義務を負う。	◇相当な方法による公告（広告）義務 ◇情報提供命令
⑧ 対象消費者の加入	消費者	○二段階目の手続に加入する場合、申立団体に授權を行う（オプト・イン）。	
	申立団体	○裁判所に対し、授權を受けた消費者の請求権の届出を行う。	◇届出書のほか、個々の対象消費者の請求権等について一覧表を作成し、裁判所に提出する。
⑨ 簡易な手続の審理	申立団体、事業者、裁判所	○届出書・一覧表を事業者に送付して認否を求める。 ○事業者が異議を述べなければ、届出内容は確定。 ○事業者が異議を述べた場合、申立団体は、裁判所に対し、届出内容についての決定を求めることができる（注4）。	◇事業者は、認否表を作成して、裁判所に提出。 ◇裁判所は、債権者表を作成。 ◇争いのない請求権は確定し、債権者表の記載は確定判決と同一の効力を有する。 ◇申立団体は、争いのあるものについて、主張を整理した上、裁判所に対し、請求権の存否、額についての決定を求める旨の申立てを行う。
⑩ 簡易な手続における決定	裁判所	○（各消費者の）請求権の存否、その額等について決定する。	◇申立団体・事業者に対し、主張・資料の提出を求めた上で、決定。
⑪ 異議申立て	消費者、申立団体	○⑩の裁判所の決定に不服のある消費者は、申立団体に授權をすることにより、異議申立てができる。 ○消費者自らが、異議申立てすることも可能。	
	事業者	○不服のある事業者も異議申立て可能。	
⑫ 訴訟手続による審理・判決	裁判所	○⑪の異議申立てのあった請求について、審理・判決。	◇原則、民事訴訟法の規律に従う。 ◇請求を認容する判決については、申立団体が授權を受けている場合、事業者に申立団体への支払いを命ずる。 ◇通常の判決と同様、上訴することができる。 ◇和解等により手続が完了することもあり得る。

（出所）『専門調査会報告書』を基に大和総研資本市場調査部制度調査課作成

（注4）争いのある請求権について、和解等による解決がなされる可能性もあるものと思われる。

◇レポート要約集

【7日】

税制改正に向けた動き（9月5日まで）

～原発避難者の特例成立、新児童手当の3党合意、復興増税の議論本格化～

- ①2011年9月5日までの、政府・与党の税制改正に向けた動きを解説する。
- ②8月4日に、民主党・自民党・公明党の3党は、10月以降の子ども手当（児童手当）の枠組みについて合意した。同日、年金確保支援法が成立し、確定拠出年金のマッチング拠出が2012年1月から可能となった。同日、政府税制調査会の総会が開かれ、復興財源（およびB型肝炎補償のための財源）の税目・税率の議論がスタートした。
- ③8月5日に、原発避難者に対する税制減免措置を定めた震災特例法第2弾が国会にて可決・成立し、8月12日に公布・施行された。
- ④9月5日に、民主党は党としての税制調査会を設置し、藤井元財務大臣（民主党政権下の政府税制調査会の初代会長）が会長となった。近日中に、野田内閣の下で臨時国会が開会され、復興財源や2011年度税制改正の未決着事項についての議論や与野党協議が本格化するものと思われる。

日本版クラス・アクションの専門調査会報告書

- ①2011年8月22日、内閣府に事務局を置く「消費者委員会 集団的消費者被害救済制度専門調査会」は、報告書を公表した。これは消費者被害の救済のため、新たな消費者集合訴訟（クラス・アクション）の手続モデル案を提言するものである。
- ②具体的には、手続を二段階に分け、一段階目では、適格消費者団体が原告となって、事業者の責任原因など、対象となる消費者全体の共通の争点について審理し、二段階目では、第一段階の結果（判決、和解等）に基づき、個々の消費者が手続に加入して、個別の争点について審理するというものである。
- ③今後、この報告書の提言を踏まえて、政府の「消費者基本計画」に基づき、金融庁等も含めた各省庁との調整なども踏まえ、2012年通常国会への法案提出に向けて準備・作業が進められるものと思われる。

【15日】

法律・制度 Monthly Review 2011.8

～法律・制度の新しい動き～

- ①2011年8月の法律・制度に関する主な出来事と、8月中に資本市場調査部制度調査課が作成・公表したレポート等を一覧にまとめた。
- ②8月は、民主党、自民党、公明党の3党が、「子どもに対する手当の制度のあり方について」を公表し、10月以降の子ども手当（児童手当）の枠組みについて合意したこと、及び政府税制調査会の総会が開催され復興財源（およびB型肝炎補償のための財源）の税目・税率の議論がスタートしたこと（ともに4日）などが話題となった。
- ③資本市場調査部制度調査課では、こうした法律・制度の改正等に関するレポートを逐次作成している。

【21日】

役員報酬開示の現況（2011年版）

- ①2010年3月の開示府令改正を受けて、上場会社は有価証券報告書において「役員の報酬等」の開示を行うことが義務付けられた。本稿では、東証1部上場の時価総額1,000億円以上の株式会社について、適用2年目の「役員の報酬等」の開示状況を調べた。
- ②対象会社の1人平均報酬額は、「取締役（社内）」が3,957万円、「監査役（社内）」が2,309万円、「（委員会設置会社の）執行役」が4,639万円、「社外役員」が916万円であった。
- ③役員報酬等の個別開示を行った会社は103社、開示対象者は213人であった。会長、社長、副社長といった企業トップ及びそれに準じる立場の者が多数を占めている。
- ④種類別内訳（金額ベース）は、社内取締役の場合、「基本報酬」が74.9%を占めている。「賞与・業績連動報酬」は14.0%、「ストックオプション」は5.3%、「退職慰労金」は5.2%であった。
- ⑤役員報酬等の決定方針について、9割以上の会社が「あり」としている。役員報酬等の決定に当たっての考慮要素としては「業績・利益水準」や「職責・職務」を挙げる会社が多かった。もっとも、報酬等の金額の詳細な算定方法や計算式などまで開示している会社は極めて少なかった。

【22日】

無登録業者による取引の無効ルールの細則案
～2011年金商法改正関連シリーズ～

- ①2011年8月30日、金融庁は「平成23年金商品取引法等改正（6ヶ月以内施行）に係る政令・内閣府令案等の公表について」を発表した。これは5月に成立した金融商品取引法等の改正法のうち、公布日から6ヶ月以内に施行する部分に関する細則（案）を明らかにしたものである。
- ②この中で、無登録業者が「未公開有価証券」の売付け等を行った場合、原則、その売買契約を無効とする民事ルールに関する細則（案）も盛り込まれている。
- ③具体的には、規制対象となる「未公開有価証券」の範囲を、社債、株式、新株予約権などと定めている。その上で、これらのうち適用対象から除外されるもの（つまり、「未公開」に該当しないもの）として、上場有価証券、店頭売買有価証券、取扱有価証券、有価証券報告書等の提出会社の発行する社債、指定外国金融商品取引所に上場されている有価証券を列挙している。
- ④金融庁は、施行日を2011年11月24日とする方針も明らかにしている。

金融・証券税制に関する2011年度改正
～上場株式等の10%税率の延長、店頭デリバティブ取引等の申告分離課税化など～

- ①2011年6月22日に2011年度改正税法が成立した。例年であれば、改正税法は3月末に成立するが、衆参ねじれ国会の状態にあることや2011年3月11日に発生した東日本大震災の影響などにより、その成立が遅れた。
- ②改正税法では、上場株式等の配当・譲渡所得等に対する10%税率が2年延長され、2014年1月から20%になることになった。これに伴い、いわゆる日本版ISAの導入時期が、2年延長され2014年1月からスタートすることになった。

英国、「リビング・ウィル」の実施へ
再建・破綻処理計画の実施に関するCP公表：最初の策定・提出は2012年6月

- ①2011年8月9日、英国金融サービス機構（FSA）は、金融機関による「リビング・ウィル（living wills）」、すなわち経営が危機に陥った場合の再建・破綻処理計画（RRPs: Recovery and Resolution Plans）の実施に関するコンサルテーション・ペーパー（CP）を公表している。

- ②RRPsの実施は、金融危機再発防止策としての金融規制に関する国際的な議論の一部である。これらの議論に共通していることは、RRPsの導入目的が、(将来の)危機が金融の安定に対してもたらずインパクト及び納税者負担を減少させる点にあると考えられることである。
- ③FSAは、預金取扱銀行及び重要な投資業者(ともに国内)を対象としており、186の国内金融機関を想定している。また、RRPs実施に係るコンプライアンス・コストは、最大で1金融機関あたり700万ポンド(年間)と見積もっている。
- ④CPの方向性は、金融安定理事会(FSB)の提言及び欧州委員会による提案と概ね一致しているといえる。もっとも、CPは、そのきめ細かさにおいて、FSB及び欧州委員会のものを大きく上回っている。そのため、CPはFSBによる最終報告(2011年11月公表予定)のプレビューであるとする報道もある。
- ⑤FSAは、最終ルールを、2012年第1四半期に公表することとしている。そして、最初のRRPsの策定・提出は、2012年6月を期限とすることとしている。
- ⑥英国によるRRPsの実施は、米国と並んで、G20及びFSBメンバーの先駆けとなるであろう。RRPsの実施は、金融機関にとっては、その作業負担も含め、相当のコストとなることが予想されることから、わが国としては、貴重な先行事例としてその動向を注視すべきである。

【27日】

税制改正に向けた動き(9月22日まで) ～政府税制調査会、臨時増税の選択肢を提示～

- ①2011年9月22日までの、政府・与党の税制改正に向けた動きを解説する。
- ②9月16日に、政府税制調査会(以下、政府税調)の全体会合が開かれ、復興財源を確保するための複数の増税案が示された。増税規模は総額11.2兆円(国税10.4兆円、地方税0.8兆円)と想定されている。国税の増税案は、①所得税+法人税、②所得税+法人税+個別間接税、③消費税の3案である。ただし、野田首相の指示により③の消費税は選択肢から除外された。
- ③臨時増税の内容は、2011年度税制改正の内容のうち未成立部分の決着も織り込んで作成されている。政府税調の①②の案では、所得税の控除の縮小による増収は5年間復興財源に充てられ、法人税のネット減税分(税率引下げによる減税から課税ベース拡大による増税を差し引いた分)は、法人税の付加税により3年間復興財源に充てられるものとなっている。
- ④今後、政府税調の①②の案をベースに、臨時増税の期間と実施時期などが、民主政策調査会や民主党税制調査会で議論され、民主党としての臨時増税案がまとめられる予定である。民主党案のとりまとめ、野党との協議などが順調に進めば、税制改正法案が年内の臨時国会に提出されるものと考えられる。

【28日】

復興のための臨時増税に関する疑問

～「消費税増税の段階引上げ分充当」なら短期間の増税で財源捻出が可能～

- ①2011年9月27日、民主党税制調査会にて、震災復興のための臨時増税の案が決定された。主に、所得税＋法人税＋たばこ税の組み合わせで、所得税の増税（付加税）は2013年から10年間実施するものとなっている。
- ②しかし、10年間にわたる増税が「臨時増税」といえるのか疑問である。特に、今後社会保障と税の一体改革で消費税率を引上げていかなければならない状況にある中で、所得税も消費税も上げられるとすると、国民の重税感が増すのではないだろうか。
- ③政府税制調査会は消費税率の引上げによる復興財源の捻出案も提示していたが、野田首相の指示により、消費税は臨時増税の候補から外された。これは、「2010年代半ば」までに10%まで上げるとされている消費税について、段階引上げ部分（2013年度後半・2014年度に＋3%）を、復興財源に充てる方法である。
- ④「消費税増税の段階引上げ分充当」ならば、増税期間も短期（1.5年以下）で済み、増税による経済成長率への影響についても、内閣府試算の累計で最も少なくなっている。
- ⑤「消費税増税の段階引上げ分充当」も、もう一度候補に入れた上で、復興のための臨時増税を検討してもよいのではないだろうか。

【29日】

バーゼル委、上乗せ資本規制に最終合意

～民間金融機関からの批判にかかわらず、1～2.5%の上乗せ規制は緩めず～

- ①2011年9月27日、28日に、バーゼル銀行監督委員会は会合を行い、グローバルにシステム上重要な銀行に対する上乗せの資本規制の最終案に合意した旨のプレスリリースを公表した。合意内容は、7月に公表した市中協議案で示された上乗せ幅（普通株等 Tier1 資本で1～2.5%）及び開始時期（2016年から）をそのまま維持するというものである。
- ②バーゼル委が会合での議論の内容をプレスリリースで公表することは異例であり、その背景には、最近民間金融機関から上乗せの資本規制を緩和すべきという批判が高まっているため、それを緩和しないことをあえて明らかにする狙いがあるのではないかと考えられる。
- ③なお、今回のプレスリリースでは他に、流動性カバレッジ比率規制の改訂のための作業の加速、中央清算機関破綻基金に対するエクスポージャーに関する調整、各国のバーゼル規制の実施状況を監視する枠組みの導入、についても触れられている。

【30日】

システム上重要な金融機関の破綻処理の市中協議文書

～破綻処理の包括的な政策パッケージを提示し、多くの国で法改正の必要も～

- ①2011年7月19日、金融安定理事会（FSB）が「システム上重要な金融機関の破綻処理～提言とスケジュール～」という市中協議文書を公表した。9月2日までコメントが募集され、最終的な報告書は11月3日・4日に行われるカンヌ・サミットに提出される予定である。
- ②本市中協議文書は、システム上重要な金融機関の破綻処理についての施策に関して、①各国の破綻処理枠組みの強化、②各国間の国際的な協力の取決め、③金融機関と当局による金融機関の再建・破綻処理計画の策定、④破綻処理の阻害要因を取り除くための施策、を規定したものである。
- ③具体的には、金融機関に対する特別な破綻処理制度が必要な理由、破綻処理の目的、手法、国際的な破綻処理のために各国間の調整を行う枠組み、バイル・イン権限、金融機関が破綻処理可能かどうかの審査、再建・破綻処理計画の内容、金融機関の破綻処理を容易にするための施策、など、システム

上重要な金融機関の破綻処理のための包括的な政策パッケージを提示している。さらに、これらの施策を実施するためには、多くの国では法律や規制を変更することが必要となる可能性についても指摘されている。

東証、業績予想に関する報告書を公表

～「上場会社における業績予想開示の在り方に関する研究会報告書」の公表～

- ①2010年6月18日に閣議決定された「新成長戦略」における金融戦略のうち、早期実施事項（2010年度に実施する事項）として、「取引所における業績予想開示の在り方の検討」が盛り込まれていた。
- ②これを受けて、2011年7月29日に、東京証券取引所は、「上場会社における業績予想開示の在り方に関する研究会報告書」（以下、報告書）を公表した。報告書は、公益財団法人日本証券経済研究所が取りまとめたものである。
- ③報告書では、業績予想の問題点として、「原則的な取扱いの遵守にこだわり過ぎると、合理的とは言えない業績予想の開示が行われたり、上場会社に必要以上の負担をかけたたりするおそれが高い」点を指摘している。
- ④これらの問題点に対し、解決方法として、「原則的な取扱いによる開示の重要性を確認しつつ、上場会社各社の実情に応じて、多様な方法による柔軟な開示を積極的に行い得るようにすることが望まれる」という提案を行っている。
- ⑤今後の予定としては、2011年内に具体的な内容がまとめられ、2011年度（2012年3月期）から適用することが想定されている模様である。

◇9月の新聞・雑誌記事等

掲載誌名	タイトル等	執筆者
Japan Times 2011年9月29日付1面	復興増税に関するコメントを引用	吉井 一洋
Financial Adviser (2011年10月号)	FPのための会計・税務 ZOOM UP! Vol.7 「社会保障・税番号大綱」の公表	鳥毛 拓馬
月刊資本市場 9月号	バーゼルⅢの概要と見直しの背景	金本 悠希
日経ヴェリタス (2011年9月4日付15面)	「新児童手当の家計への影響」	是枝 俊悟

◇9月の大和総研ウェブサイトコラム

日付	タイトル	執筆者
9月1日	取締役の報酬等の決議と“say on pay”	横山 淳
9月7日	金融市場の混乱でバーゼルⅢが骨抜きになる恐れ	金本 悠希